

「感染症に基づく医療措置協定に関する説明会」における質問に対する回答

No.	分類	質問	回答
1	医療措置協定全般	医療措置協定における対応疾患（感染症）は、どのように考えているのか。	対応する新興感染症は、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症とし、医療機関等との協定締結に当たっては、まずは現に対応しており、これまでの対応の教訓を生かすことができる新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に組み組むこととされています。
2	医療措置協定全般	協定締結に係る協議に応じることは義務であるが、協議の結果、協定を締結しないこともあるのか。	感染症法第36条の3第2項により、協定締結に係る協議に応じることは法定化され、義務づけられたところですが、協定の締結は、一定の要件を設定しているとともに、医療機関毎の機能等を踏まえ締結することから、協議の結果、協定締結に至らないことも想定しております。 なお、感染症法第36条の3第3項及び第4項により、協定締結に係る協議が調わないときは、県は、医療法第72条第1項に規定する都道府県医療審議会の意見を聴くことができることとされているとともに、県及び医療機関の管理者は、都道府県医療審議会の意見を尊重しなければならないこととされています。 また、感染症法第36条の2により、公的医療機関等、特定機能病院、地域支援病院については、①病床、②発熱外来、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣のうち、いずれか1以上の役割を担うことが義務づけられており、知事から通知を受けた場合は、通知に基づく措置を講じなければならないこととされています。
3	医療措置協定全般	医療措置協定は無床診療所も対象になるのか。	無床診療所におかれましては、医療措置協定の項目（①病床、②発熱外来、③自宅療養者等への医療の提供、④後方支援、⑤人材派遣）のうち、②発熱外来、③自宅療養者等への医療の提供、⑥人材派遣が協定の対象項目になります。
4	医療措置協定（病床確保）	新型コロナの際には、入院の受入において「自院かかりつけ患者」と受入の限定が可能であったかと思うが、医療措置協定における病床確保（患者の受入）では、「自院かかりつけ患者」に限定することは可能か。	厚生労働者からは、自院にかかっている患者（かかりつけ患者）に限って対応する場合は、その旨協定書に明記することにより協定締結することは可能と示されていることから、医療機関の機能や役割に応じて、そのような協定を締結することも想定しております。
5	医療措置協定（自宅療養者等への医療の提供（薬局））	<p>【薬局における協定締結の要件】</p> <p>①最新の知見に基づき適切な感染の防止対策が可能であること</p> <p>②都道府県知事からの要請を受けて、発熱等患者の医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）を行う体制（※1）が整っていると認められること。</p> <p>※1：医薬品等対応の例示</p> <ul style="list-style-type: none"> ・患者の求めに応じて情報通信機器を用いた服薬指導の実施が可能であること ・薬剤の配達等（※2）の対応を行っていること ・夜間・休日、時間外の対応（輪番制による対応を含む。）を行っていること <p>※2：配達等とは、薬局による患者居所への配達、業者を使った配達等を想定。</p> <p>「医薬品等対応の例示」とあるため、夜間・休日、時間外の対応（輪番制による対応を含む。）が出来ない薬局でも協定締結は可能か。</p>	要件について、医薬品等対応の例示であることから、夜間・休日、時間外の対応（輪番制による交代を含む。）が出来ない場合においても、服薬指導や配達（配送）対応等の体制が整っている場合は協定締結が可能です。
6	医療措置協定（後方支援）	後方支援における回復後患者の受入とは、感染性がない患者のことを指すのか。	感染症以外の患者や、感染症から回復後に（他疾病等による）入院が必要な患者の受入を想定しており、感染性のない患者のことを指します。
7	意向調査（発熱外来）	②発熱外来の設問における検査（核酸検出検査）数の対応見込及び実績は、抗原検査を含むのか。	自院でのPCR検査（検体の採取及び分析まで実施）の見込及び実績を入力していただきますようお願いいたします。抗原検査の件数は含めないようお願いいたします。
8	意向調査（自宅療養者等への医療の提供）	③自宅療養者等への医療の提供の設問で、電話・オンライン診療実施状況等を記載する欄があるが、ビデオ通話（リモート）のみが対象になるのか。	ビデオ通話に限らず、電話診療も対象とします。
9	意向調査（人材派遣）	⑤人材派遣の設問において、人材派遣に対応する期間はいつからいつまでを想定しているのか。	「発生公表後6ヶ月まで」という部分は、流行初期以降の対応の可否について記入していただきたく、発生の公表後6ヶ月程度までに派遣開始可能な人数を記入していただきますようお願いいたします。なお、派遣期間については、新型コロナ対応を踏まえ、2～3日程度以上（県をまたぐ広域派遣であれば1週間程度以上）を想定しています。
10	意向調査（人材派遣）	⑤人材派遣の設問において、派遣先の医療機関にワクチン接種会場を含むのか。	医療措置協定における人材派遣では、ワクチン接種をする際の打ち手の派遣は対象としていないため、意向調査における対応見込及び実績には、ワクチン接種に係る派遣分を除いた人数を記入していただきますようお願いいたします。